

○2番議員（志村直毅君）

お疲れさまです。笛政クラブの志村直毅でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

本市においては季節性および新型インフルエンザの流行が懸念される中、先の臨時議会において、1歳から小学6年生までの子どもに対して、1回分のワクチン接種費用の助成を提案され、議会としても補正予算の議決をしてきたわけですが、その他の業務にかかる課題も含め、迅速かつ果敢に対応していただいていることに対して、冒頭、感謝を申し上げながら、質問に入ります。

まず、行政経営における情報公開と市民参加について、伺います。

8月30日、新しい政治のあり方に期待を寄せられた結果、国政では政権交代が起こり、政治主導を掲げ、地域主権を現実のものとするために鳩山新政権が誕生しました。先月には高い関心をもたらした事業仕分けがネット中継も含めた公開の場で行われ、これまで明らかにされることの少なかった事業や予算の使途について、多くの国民の知るところとなりました。事業仕分けは、自治体での取り組みが先行しており、政府としても前政権でも無駄づかい撲滅プロジェクトチーム、通称、無駄ボ。メタボリックシンドロームにかけて、肥大化した国の行政機構のぜい肉をそぎ落とし、スリム化を図るということですが、これによる政策棚卸しとして実施されていました。

公開の場だという点では、山梨県内でも甲府市や都留市などがすでに実施しており、先週の県議会代表質問では知事がその答弁で、県としてもこうした手法の導入を検討していくとの前向きな考えを示しました。

議院内閣制の国政と二代表制の自治体とでは、政治の仕組みが違いこそすれ、自治の前提として情報公開はその要諦であり、笛吹市においても行政経営にあたっては意欲的に行政改革を進め、情報公開にも積極的に取り組んでいるものと受け止めております。十分な情報公開は行政経営にとっても、また市民に対して市政の今を伝え、課題や問題を知り考え、判断するためにも、いまや必要不可欠となっています。

論語に「よらしむべし 知らしむべからず」という孔子の一説がありますが、この言葉の本来の意味は、民を為政者の定めた方針に従わせることはできるが、すべての民になぜ、そのように定めたのかを理解させることは難しいというものです。

今般、各地で開催された市民ミーティングにおいても、参加されたすべての市民の皆さまにご理解が得られたかどうかは分かりかねますが、積極的な情報公開が市政に対する理解を深めるために役立ち、さらには議会、委員会の場においても活発な質疑・議論が行われることによって、みんなで掲げる、にぎわい・やすらぎ・きらめきのハーモニーを掲げる本市のまちづくりが市民との協働による市民参画型の、より実効性のあるものになっていくと考えます。

こうした状況の中、本市が県内自治体をリードする情報公開の最先進市としての地位を確固たるものにし、小さな政府で大きな公共サービスを実現していくために不可欠である協働のパートナーたる市民、公共サービスの担い手としての市民の参加を促進していくために、情報公開をさらに前進させるべく、次の点について取り組む考えがあるか、伺います。

まず1点目は、総合計画に基づく政策・施策を実現していくための予算編成方針案の検

討過程の公開と市民参加です。

そして2点目として、予算編成過程の公開と市民意見の受付・公表。

3点目として、経営会議の公開。これも合わせて実施していく考えはあるでしょうか。現在も付属機関の会議の公開が本年度から施行され、さまざまな課題についての審議・検討の傍聴が可能になり、その結果も公開されるようになっていきます。さらに笛吹市の長期ビジョンである総合計画の施策を実現していくために、どのように、どんなことから手をつけていくのか。予算編成方針をどうするのかという議論の過程から、市民にも公開することで現状の理解をより深めることにもつながるものと思います。

また、予算編成の課程を公開することにより、市民に対しても重要な事業や優先的に取り組まなければならない事業を知るきっかけとなり、段階的な議論の経過を知ること、市民サイドでできること、取り組まなければならないことが見えてくることも考えられます。合わせて、ここで市民意見を受け付けることは、予算編成を行う執行者側の市民ニーズの把握にもつながるものと思います。さらに市民意見の公表により、予算編成に反映されたどうかを知ることができ、まちづくりに参加しているという実感を得ることにもなるでしょう。経営会議についても会議録は公開されていますが、市民が傍聴する機会を創出することは情報公開の、まさに先駆けとしてチャンレンジする価値があると考えます。

そして4点目として、幹部職員による情報発信についても、ぜひ検討してみたいかでしょうか。全国には幹部職員による役所ホームページやブログ、広報などでの施策や所管の発信をしている例もございます。

また5点目として、パブリックコメントですが、現状はどのような事業について、パブリックコメントを募集するのかという、公開された基準は見当たらないと思いますが、これを策定し、一定の事業はパブリックコメントにかける、あるいは内部的な基準があれば公開するといった対応を行ってはいかがでしょうか。

以上のような、よりレベルの高い情報公開と市民参加を進め、充実させていく考えがあるか伺います。

次に、公募債の起債による財源確保策について、お尋ねします。

2002年3月に群馬県が初めて発行したミニ公募債は、住民参加型の市場公募、地方債として、全国各地の自治体でその後、発行が試みられてきました。その成否や評価は、さまざまあるものと承知していますが、住民のまちづくりや社会貢献意識の高まりによる購入が期待され、併せて必要な地域インフラを整備するためといった目的を明確にして発行することによって、財源確保の方策としても検討するに値すると考えますが、これを実施する考えがあるか伺います。もちろん当然のことながら、借金を積極的に進めているということではありません。起債をする際の手法として、ミニ公募債の発行を検討してはどうかという観点で、ご所見をお尋ねしているものでございます。

以上、演台からの質問といたします。ご清聴、ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

志村直毅議員の一般質問にお答えいたします。

まず、予算編成方針案の検討過程および予算編成過程の公開と市民参加についてですが、全国の先進的自治体では事務事業評価結果の公表、事務事業の外部評価、予算編成方針、または経営方針の公表、予算要求状況の公表、予算要求に対する市民意見の公募、予算査定結果の公表など、予算編成のさまざまな過程で公開や市民参加の取り組みが行われています。

さて、本市の取り組みといたしましては、本年度から予算編成方針をホームページ上に公開していくことを制度化いたしました。今後は、事務事業評価結果や施策評価結果を公表していく予定であります。また、行政経営システム構築後は、次年度経営方針の協議結果を公表するなど、予算編成過程の一部公開を進めていきたいと考えております。したがって、議員ご質問の予算編成方針案、予算編成過程の公開と市民参加、市民意見の受付については、将来の課題とさせていただきたいと存じます。

次に経営会議の公開についてですが、経営会議は市政経営方針および施政方針、ならびに予算編成方針等、行政経営における基本的な方針の協議や事務事業の月次予算執行状況管理など、部局間を越えて横断的に行政経営を行う機関として、市長以下、市の幹部職員で構成されており、平成20年4月より毎月1回開催しております。その協議内容につきましては、経営会議の運営基本方針を定めた笛吹市庁議設置運営規程に則り、会議録を市のホームページに掲載し、市民に公開しております。

次に幹部職員による情報発信につきましては、市が検討している重要な案件について、各地域で市民ミーティングを開催し、部局長が各案件の経緯・内容の説明を行うとともに、市政に対するご質問・ご意見など市民の皆さまの生の声を頂戴し、市政経営の参考にさせていただいております。

また毎年、主要施策についてマニフェストを作成し、マニフェスト説明会および、その検証会を通じ、施政経営方針、主な事業の数値目標や取り組み、進捗状況ならびに検証結果を市民の皆さまにお示ししております。

なお、マニフェストとマニフェスト検証の資料は、ホームページで公開しております。さらに市長への手紙、お問い合わせメールにていただいたご意見、お問い合わせなどに対しましては、市政クイックアンサー制度により、7日以内に最新情報をお答えしております。

次にパブリックコメントにかかる基準の策定につきましては、すでに市の政策立案過程に広く市民の意見、または提案を反映することを目的に、笛吹市パブリックコメント制度実施要綱を設けております。その対象は、市の総合的な施策に関する構想・計画、基本方針を定めることを内容とする条例・指針、各行政分野の施策の基本事項を定める計画・指針等としており、公表の方法については、当該事案の担当部局において、素案などを閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するほか、必要に応じて広報紙へ掲載するなど、市民に周知を図るよう努めております。

平成17年度から本制度を運用しており、これまでの事例といたしましては、第1次笛吹市総合計画をはじめ、行財政改革大綱、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、バイオマスタウン構想、水道事業基本計画、学校教育ビジョン、都市計画マスタープランなど13件について、パブリックコメントを実施しております。また、実施結果につきましても、ホームページにおいて公表を行っております。

なお、パブリックコメントの前段階として、各種計画の検討時から市民の皆さまに参画をいただき協議を進めるパブリック・インボルブメント方式も取り入れた中で、計画の素案づくりも行っているところであります。

今後も市民に開かれた行政の実現に向けて、情報公開と行政経営への市民参画を積極的に図るとともに、より効果的な情報発信についても検討し、情報公開先進都市の確立を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2問目のご質問にお答えいたします。

住民参加型市場公募地方債とは、主に自治体内地域住民などから債権発行形式で事業に充当する市場公募地方債の1つで、平成14年3月に群馬県が全国初の愛県債を発行して以降、発行額、発行団体数ともに増え、自治体の資金調達手段として定着しつつあります。総務省の資料によりますと、平成21年度には、全国で共同発行も含め97団体が約2,500億円を発行する予定であり、本県においても県や都留市が発行しております。

住民公募債のメリットとしては、住民の行政参加意識の高揚、住民に対する施策のPR、資金調達手法の多様化、個人金融資産の有効活用および市場公募化のためのノウハウ習得などが挙げられます。また、購入する住民にとっては、ペイオフ対策としても有効な手段となります。

以上のようなメリットは十分理解しておりますが、笛吹市では2つの大きな理由から公募債の発行や、その計画は現在のところございません。

まず1点目の理由としましては、現在まで、本市では市債の発行はすべて政府資金、ならびに金融機関から証書借入方式により、地方債の発行を行ってきました。この証書借入方式に比べ公募債方式は、事務面・経費面で負担が大きいということであり、公募債発行方針の決定から資金調達までに、委託金融機関との交渉や公募債販売PRなど、おそらく数倍の事務量と期間が必要と予想されます。また、委託金融機関へは募集取り扱い手数料等の発行手数料が生じ、さらに応募が募集総額に満たない場合は、引き受け手数料も支払う必要も生じてまいります。

次に2点目の理由としましては、現在、本市が誕生6年目を迎え、合併特例債を活用した大型事業等の市内インフラ整備を積極的に計画しており、特例期間終了までの期間には相当額の資金を必要とする一方で、後年には財政運営になるべく影響しないよう、長期に渡る資金返済が望ましいことを考えますと、長期返済が可能で、かつ多額の資金調達手法がベターとなります。一方で公募債の発行状況を考察しますと、一般市町村の発行平均が10億円を満たない小規模のものが多いこと。また、公募債の購入者に占める高齢者の割合が高く、長期保有を好まない傾向があり、全体の9割以上が5年債以下の短期のものとなっている状況がうかがえるところであり、以上の点から、現在の笛吹市にとっては、公募債による資金調達手法はあまり適していないと考えるところでございます。しかしながら、近年では地方分権、財政投融资改革の推進によって、市町村の資金調達の比率は以前と逆転し、公的資金4割、民間資金6割へと大きく転換しております。

今後も、民間資金の調達ニーズは高まっていくと考えられ、地元金融機関等から資金調達できない場合にも備え、調達方法の多様化を図っていくためにも、住民参加型公募債における状況把握と調査研究は続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

まず、情報公開に対する取り組み、これについては、私も大いに笛吹市は前向きに取り組んでいるというふうに理解しています。そういう意味では、市民の皆さんにも高い評価をいただけるのではないかなというふうに思っています。そういう中で、今、ご答弁いただいた中では、今後、予算編成過程も一部公開していきたいというようなことで、半歩前進をするということだと思えます。将来の課題という、ご認識もあるようですから、ぜひ今後、将来的には予算編成過程を公開し、またそれに対する市民の意見も受け付けることができるように、また進めていただけたらというふうに思っています。

そういう中で、経営会議については、これもなかなか、そうはいつでも厳しいのかなと思えますが、傍聴ができるようにしていくようなお考えもあるのかどうかということと、それから情報発信の部分については、当然、マニフェストの説明会ということも、ほかの自治体では、まだ試みられていないというような状況にあると思えますから、十分、先進的だというふうに思いますが、やはりどうしても参加できる方が限られてくるというようなこともありますから、積極的な情報公開をしていただくことは、かつての小さな町村単位と違って、今、大きな笛吹市になりましたから、職員の方の顔もなかなか、昔と違って分からない方も多く、そういう意味では、活発に情報発信をしていただくことが、職員の方に対する親しみ、あるいは自分たちのおらがまちだというような意識を育てていくことにも、つながるかと思えます。ぜひ情報発信を、これから検討していただきたいと思います。もっと積極的にできるように検討していただきたいと思います。

それからパブリックコメントの部分で、実施要綱が設けてあるということですが、これについては、またホームページ等でも、そういったものが確認できるような形で公開されるのかどうか。前段の質問の部分で、再質問としては経営会議の傍聴ですとか、それからパブリックコメントの実施要綱の公開ですとか、そういったところを、もう少しお聞かせいただけたらと思えます。

いずれにしても、現状については議事の公開というようなレベルではありますが、都道府県や自治体でも事業部局の予算要求、この額ですとか、財政当局やトップがどんな査定をしたのかというようなことについても、公開されるというような事例も増えてきています。なかなか課題も多いかと思えますが、限られた財政状況の中で、事業の取捨選択の判断を説明して、市民に理解を求めていくためにも、有効なものではないかなと思えます。最終的には市長のご判断だということにもなるかと思えますけれども、情報公開最先進市として、今後も引き続いて進んでいただきたいと思います。

それからミニ公募債についてですけども、やはり時期尚早といえますか、小さい額の発行ということですから、そういった部分も、私もそういう思いはありましたけれども、一方でこういった景気が悪くて低金利な状況にあっても、個人向け国債ですとか、企業の個人向け社債といったものは、好調な売れ行きが見られるものもあります。また、広島市民球場、マツダスタジアムに建て替えをするというときには、20億円発行したわけですけども、これに対して66億円相当の応募があったということで、そのミニ公募債を活用

して何をするかという部分で、市民にも魅力的なものであれば、また今後の課題として、こういった手法も取り入れていくことも、検討される余地があるのではないかなと思っております。

以上で、再質問ということで、よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

最初に経営会議の傍聴は可能かというお話でございますけども、基本的に市の情報公開条例にかかる中で、公開できない情報の取り扱いをする段階では、傍聴はできないというふうに認識をいただきたいと思っておりますけども、そのほか、市民に公開してもいいというようなテーマの場合につきましては、このことを前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの実施要綱の確認でございますけども、市のホームページから市の例規集といいますか、市の例規に、電子化しておりますものに入れると思えます。その中に要綱がございます。それで確認できないという場合につきましては、市のホームページの中へ入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それからミニ公募債関係は、財政課長が答弁いたします。

○議長（上野稔君）

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木幸弘君）

志村直毅議員の再質問のミニ公募債につきましてですが、先ほど部長のほうから説明したとおりに、今の市の状況としてはそぐわないというような説明をさせていただきました。最後のほうで、そうは言いますが、よその市等の状況、また民間型が増えているような中では、今後については検討していくというところに、まずは留めさせていただきたいなと思っております。

○議長（上野稔君）

再々質問。

（なし）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。